

「電子しまぼ」利用規約

第1条（総則）

本規約は、東京都が出資する公益財団法人東京観光財団（以下「観光財団」という。）がシステムを運用し、一般社団法人東京諸島観光連盟（東京島めぐり PASSPORT 事務局）がサービスを提供する「電子しまぼ」（以下に定義する。）について規定するもので、利用者（以下に定義する。）が電子しまぼを利用する場合には、本規約が適用されます。

第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

- 1 「事務局」とは、電子しまぼ運営主体である、一般社団法人東京諸島観光連盟（東京島めぐり PASSPORT 事務局）をいいます。
- 2 「しまぼ通貨事務局」とは、電子しまぼの登録後に、利用者が購入・利用する際の「しまぼ通貨」について、観光財団がTOPPAN株式会社に業務を委託し、運営する組織をいいます。
- 3 「電子しまぼ」とは、利用者がポイント発行所にて電子スタンプによる認証を受けること等により、デジタルスタンプ及びポイントを取得できるスタンプラリーサービスをいいます。
- 4 「しまぼ通貨」とは、電子しまぼの登録により購入が出来る「電子化されたプレミアム付き宿泊旅行商品券」をいいます。
- 5 「利用者」とは、事務局が規定した本規約の内容に承諾のうえ、電子しまぼを利用する者をいいます。
- 6 「ポイント発行所」とは、電子スタンプによる認証を受けること等により、デジタルスタンプ及びポイントを取得できる施設をいいます。
- 7 「電子スタンプ」とは、ポイント発行所が電子しまぼのスタンプラリーにおいて認証のために利用する二次元コード（QRコード*）等をいいます。
- 8 「公式サイト」とは、電子しまぼの利用にあたって提供されるウェブサイトを行います。
(<https://user.shimapo.metro.tokyo.lg.jp/>)

*QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です

第3条（電子しまぼの登録）

- 1 電子しまぼの登録を希望する方（以下「登録希望者」という。）は、本規約の内容を確認し、承諾した方のみ登録することができるものとします。
- 2 電子しまぼは、公式サイトのみで登録することができます。ただし、天変地異、停電、機械・システムの障害、通信の障害、偽造、システムの保守点検、その他運営管理上やむを得ない事由により、電子しまぼを登録できないことがあるものとします。
- 3 登録希望者は、通信可能なスマートフォン、パソコン等を保有していることを条件とし

ます。

- 4 登録希望者は、電子しまぼの登録において必要な個人情報を登録します。登録にあたっては正確に情報を提供するものとします。
- 5 事務局は、登録手続きの完了にあたり登録者へ登録番号（ID）を付与するものとします。

第4条（電子しまぼの利用方法）

- 1 利用者は、大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島、父島、母島のポイント発行所において、電子スタンプによる認証を受けること等によりデジタルスタンプ及びポイントを取得できるものとします。
- 2 何らかの事由により、電子スタンプが機能しない場合は、デジタルスタンプ及びポイントの取得ができないものとします。

第5条（電子しまぼの管理等）

- 1 利用者は、電子しまぼを善良な管理者としての注意義務をもって管理しなければならないものとします。
- 2 利用者が電子しまぼを紛失、盗難、第三者に利用されるなどして失った場合、事務局は一切の責任を負わないものとします。

第6条（利用者の順守事項）

- 1 利用者は、1人につき1つのアカウントのみ登録することができ、複数のアカウントを所持することを禁止します。また、既に登録された電話番号やメールアドレス等を使用して、別のアカウントを登録することはできません。
- 2 利用者は、電子しまぼを第三者に譲渡（交換・転売を含む）や貸与すること又は第三者から譲り受けることはできません。
- 3 利用者は、違法、不正利用又は公序良俗に反する目的で電子しまぼを利用しないものとします。
- 4 利用者は、第1項から第3項を遵守しない行為により、事務局又はポイント発行所等へ損害を与えた場合は、当該損害額について一切の責任を負い、損害額全額を賠償するものとします。
- 5 利用者が、遵守事項を守らないことによる損害に対して、事務局は一切の責任を負わないものとします。

第7条（ポイント発行所との紛争）

利用者は、ポイント発行所から提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者とポイント発行所との間に生じる取引上の一切の問題については、利用者がポイント発行所との間で解決するものとし、事務局は一切の責任を負わないものとします。

第8条（ポイントの有効期限）

電子しまぼで取得したポイントの有効期限は、当該ポイントを取得した年度の翌年度末日（3月31日）までとします。以降、原則として2年度を1期間（例：2026年4月1日～2028年3月31日）とし、当該期間内に取得したポイントはその期間内に限り有効とします。

第9条（個人情報等の収集及び利用）

事務局は、電子しまぼの利用者の情報を収集します。情報の収集・利用・管理共同利用等について、次のとおり適切に取り扱うものとします。

- 1 個人情報とは、電子しまぼの登録において提供を受けた、氏名、電話番号、Eメールアドレス、郵便番号等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

- 2 個人情報の共同利用

事務局は、以下のとおり、関係機関と個人情報を共同で利用します。

- (1) 共同利用される個人情報の項目

- ・氏名、生年月日、郵便番号、住所、性別、電話番号、Eメールアドレス、ポイント等
を取得したポイント発行所・利用日、しまぼ通貨取引のあった加盟店・利用日・
利用金額等の特定の個人を識別できる事項
- ・問い合わせに関する事項
- ・サービス提供に関する事項

- (2) 共同利用の範囲

- ・事務局（一般社団法人東京諸島観光連盟）
- ・しまぼ通貨事務局（観光財団及びTOPPAN株式会社）
- ・東京都

- (3) 共同利用の目的

事務局は以下①③④⑤⑥、しまぼ通貨事務局は以下②③④⑤⑥、東京都は以下①②③⑤⑥を利用目的とします。

- ① 電子しまぼの運営及びサービス提供
- ② しまぼ通貨の運営及びサービス提供
- ③ サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- ④ 電子メール等の通知手段による情報発信
- ⑤ 利用者からの問い合わせ等に対する適切な対応
- ⑥ その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的

- (4) 管理責任者

個人情報の管理については、事務局が責任を有します。

- 3 個人情報の預託

事務局は、本規約に基づく業務を第三者に委託する場合、当該業務委託先に個人情報を預託します。

- 4 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた当該関係機関における利用及び当該関係機関以外の者への

提供は、法令又は条例で定める場合を除き、一切いたしません。ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報的一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

5 個人情報の管理

収集した個人情報については、事務局が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

第10条（利用停止又は中止）

- 1 事務局又はポイント発行所は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に通知することなく、電子しまぼの全部又は一部を停止又は中止することがあります。この場合、利用者は、電子しまぼの全部又は一部を利用することができません。
 - (1) 天変地異、停電、機械・システムの障害、通信の障害、偽造、その他やむを得ない事由により電子しまぼを提供することができない場合。
 - (2) システムの保守点検等により、電子しまぼに関するシステムを停止する必要がある場合。
 - (3) 本規約に違反又は違反したおそれがある場合。
 - (4) 電子しまぼを違法もしくは不正に入手・利用した場合又は入手・利用するおそれがある場合。
 - (5) 電子しまぼの利用状況に照らし、利用者として不適格である場合。
 - (6) 電子しまぼの登録情報に虚偽が発覚した場合。
- 2 前項に基づき、電子しまぼの全部もしくは一部が停止又は中止されたことにより生じた利用者の損害について、事務局等は一切の責任を負わないものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 利用者は、自らが暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己もしくは第三者の不正利益を図る目的又は損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金を提供又は便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 自己、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 利用者は、自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確

約すること。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動又は暴力行為
 - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 事務局等は、利用者が前各項の確約に反し又は反していると疑われる場合、催告等その他の手続きを要することなく、利用資格を取り消すことができます。なお、事務局等は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。
- 4 前項の場合、当該利用者の保有する電子しまぼは失効するものとします。

第12条（電子しまぼの終了）

事務局は、天変地異、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上又は営業上の判断等の理由により、電子しまぼを全面的に終了することがあります。この場合、公式サイトでの掲示等により利用者に周知するものとします。

第13条（規約の変更）

- 1 事務局は利用者の了解を得ることなく本規約を変更することがあります。この場合に電子しまぼ等の利用条件は変更後の「電子しまぼ」利用規約によるものとします。
- 2 変更後の規約は、事務局が別途定める場合を除き、公式サイトに表示した時点より、効力が生じるものとします。

第14条（合意管轄裁判所）

利用者は、電子しまぼに関して事務局との間に紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第15条（有効期間）

本規約の有効期間は2026年3月31日までとします。ただし、期間満了までに事務局等から特段の申し出がない場合、本規約は同一条件のもと自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第16条（準拠法）

本規約に関しては、全て日本法が適用されるものとします。